

母子家庭・父子家庭・寡婦に

①ヘルパーを派遣します ②ファミサポ利用料を補助します

ひとり親家庭等を対象に下記を実施しています。

離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父と子の世帯についても対象となります。

- ① 生活援助・・・登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します。
- ② 子育て支援・・・ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）を利用した場合に、利用世帯の区分に応じて利用料金を補助します。

制度の内容

ひとり親家庭等が、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、① 家庭生活支援員の派遣と、② ファミサポ利用料の補助により、一時的に生活援助や子育て支援を行います。

ただし、①、②合わせて年間80時間までの支援となります。また、②は小学6年生までの子どもが対象です。

＜利用できるケース＞

- ・事故等による急なケガ、疾病、冠婚葬祭、出張等、社会通念上必要と認められる場合。
- ・技能習得のための通学、就職活動等、自立促進に必要な場合。

＜利用できないケース＞

- ・留守の居宅での支援
- ・病児及び病後児の保育
- ・感染症患者がいる居宅での支援
- ・慢性的な疾患等を理由とする支援
- ・一時的な理由と認められない場合
- ・日常的な家事の範囲を超えるもの
- ・ヘルパー（家庭生活支援員）の調整ができない場合
- ・リフレッシュ目的

利用料金

| 利用世帯の区分 | 利用者の負担額（1時間あたり） |
|----------------------------------|--|
| | <p>① 生活援助【実施場所】利用者の居宅 ② 子育て支援（ファミサポ利用料補助額）【実施場所】援助会員の居宅 ① ②とも同一負担額</p> |
| 生活保護世帯、市民税非課税世帯 児童扶養手当受給水準の世帯 | 0円（800円または900円） |
| 上記以外の世帯 | 150円（650円または750円） |

※ ①生活援助、②子育て支援ともに1時間以上から時間単位でご利用いただけます。

※ ①の家庭生活支援員がサービスを行う際に発生する費用については、利用者の方に実費相当額を負担いただきます。

※ ②子育て支援でファミサポを利用する際は、援助会員に利用料を全額お支払いください。その後、補助申込となります。

※ ②子育て支援でファミサポ利用料を補助する際は、利用者が支払った利用料に対し、利用者からの補助申込みに基づき利用者の負担額を差し引いた額を補助します。30分未満の利用分については補助対象となりません。

※ 利用のあった年度内【3月末まで】が締切です。

利用方法

利用を開始するにあたって、利用規定をよく読んだうえで、登録必要書類を豊中市へ提出し、利用者登録を行ってください。なお、②子育て支援を利用する場合はファミサポの登録も必要になります。

1 利用登録

利用希望者から豊中市へ提出してください。



市の窓口で、利用者登録を行います。その際に、制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。
申込みを行う前には、必ず相談をうけていただく必要があります

2 負担額決定

ご提出いただいた書類により、利用金額決定通知書を豊中市から送付します。

3 利用要請

申込者から、①生活援助・・・豊中市母子寡婦福祉会へ連絡してください。
②子育て支援・・・ファミサポへ連絡してください。



それぞれの窓口で利用の調整をしてください。

4 利用

- ① 生活援助・・・所得状況により、利用料をご負担いただく場合があります。
② 子育て支援・・・利用料はファミサポの援助会員に全額お支払ください。(一旦立て替え払い)



5 補助申込 (②子育て支援のみ)

豊中市子育て給付課へファミサポ利用料の補助申込書とファミサポ利用控を利
用のあった年度内に送付してください。

後日利用者負担額を差し引いた額を登録済みの口座へ振り込みます。(2か月ほどかかります)



登録に必要となる書類

事前に相談が必要になります(その他必要書類はお尋ねください。)

登録のオンライン申込は[こちら](#)

日常生活支援事業登録申込書（裏面に同意書）、世帯状況調書

豊中市の窓口（第二庁舎3階307窓口：子育て給付課）にてお渡し、又はオンライン申込可能です。

2 マイナンバーのわかるもの

3 ひとり親の確認書類 ※離婚前の方は離婚に向けて手続きをしている事がわかるもの。

(「児童扶養手当証書」もしくは「ひとり親家庭医療証」、または「児童扶養手当支給停止通知」のコピー)

4 生活保護世帯は、申込時現在の「被保護証明書」

ご利用にあたって

既にご登録いただいている方は、毎年11月に利用者負担額を決定します。毎年再登録を行ってください。

再登録を行っていただかないと11月以降、ご利用することができませんのでご注意ください。

直接、家庭生活支援員に派遣について、連絡することはできません。

(豊中市母子寡婦福祉会またはファミサポの援助会員と利用の調整を行ってください。)

【問合せ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

第二庁舎 3階 ☎ 06-6858-2767

生活援助受託事業者

〒561-0881 豊中市中桜塚2丁目29番31号(地域共生センター東館内)

社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会 ☎ 06-6852-5160